

東京都行政書士会

品川支部通信

平成22年9月27日発行

発行人 平松 太郎

発行所 東京都行政書士会品川支部

〒141-0032

東京都品川区大崎1丁目20番8号

INOビル大崎503号

TEL 03-5460-5455

URL <http://shinagawa.tokyo-gyosei.or.jp/>

編集人 津田詔一、河合 元、日野義博

支部長あいさつ



さわやかな季節となりましたが、支部会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は支部活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は、去る4月20日、品川区立総合区民会館「きゅりあん」における東京都行政書士会品川支部定時総会におきまして、支部長に選任していただきました平松太郎でございます。

この定時総会で、私は、星野誠前支部長が掲げてこられた『支部会員の融和を図り、民主的な組織運営を重視し、行政書士の活躍の場を押し広げる』という方針を引き継ぎ、発展させることを今後の品川支部の基本路線として掲げさせていただきました。

民主的組織運営を推し進めるため、当支部は昨年度、あえて臨時総会を開催し、支部規則の改正と支部役員等の選任に関する規程の制定を行い、支部長選挙と本会総会代議員を選挙で選出することを制度化いたしました。

これは、過去、支部長選挙と本会総会代議員選出の方法をめぐり支部会員間で深刻な対立を生むという不幸な出来事が起こったことへの反省から、民主的な組織運営により、会員間の対立の原因を根本的に取り除こうとするものでした。とりわけ他支部に先駆けて本会総会代議員選挙を制度化したことは、支部の民主的運営の証として他支部に誇れることだと考えております。

また、民主的組織運営のためには、透明性の確保が何よりも重要です。前年度より、本会等から支部に紹介された業務について、あらかじめ登録された名簿に基づき支部会員に公平に紹介する制度を導入したのも、支部長による恣意的運用に陥ることを防止するためのものでした。本年度は、業務分野ごとのグループ分けと、管理者の選任を行い、これを一層充実させていきます。

就任後まだ5カ月でありますので、多くは語れませんが、前述した基本路線のもと、支部理事会を構成する各理事が事業部、研修部、広報部、厚生部、総務部、経理部に分かれ、協力部員の先生方のお力をお借りしながら活発に活動を進めていただくなかで、着実に新たな成果がうまれております。

一例を申し上げますと、研修部を中心に準備しました目黒・大田・港支部との初の4支部合同研修会（7月9日、きゅりあん）が65名の参加を得て大成功したこと、広報部の努力によって支部ホームページ・支部ブログの発信力が飛躍的に強化されたこと、前年度からの懸案であった武蔵小山創業支援センターの相談事業への支部会員派遣の実現などがあげられます。

とりわけ、武蔵小山創業支援センターでの相談事業の件は、重要です。今秋より、当面月1回、創業支援センター内の相談ブースをお借りして行政書士による中小企業の創業に関する無料相談を行える運びとなりました。これは、昨年度新規業務開拓委員会によって品川区への働きかけが行われ、本年度はこれを総務部が引き継いで推進してきたものですが、支部政治連盟の区議会各党への働きかけなどの支援も受けながら、実現へ向けての第一歩を踏み出すことができました。これを本格的に定着させることができれば、諸先輩方の努力によって制度化された、品川区区民相談室における行政書士相談、区民相談事業に匹敵する新規事業となる可能性が高くなります。

このように、『支部会員の融和を図り、民主的な組織運営を重視し、行政書士の活躍の場を押し広げる』という品川支部の基本路線のもと、着々と成果をあげています。

支部役員一同この路線のもと、支部運営に全力を挙げて取り組んでまいります。活動が多方面に広がっており、活動の量に対して、マンパワーが追いつかない状況も垣間見えます。この場をお借りして、支部会員の皆様これまで以上のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、支部会員の皆様方のご繁栄とご健勝を祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。

東京都行政書士会品川支部定時総会

平成 22 年 4 月 20 日、きゅりあん 7 階イベントホールで恒例の支部定時総会が開催されました。今年の定時総会は、3 月に開催された支部臨時総会において承認された新支部規則に基づく最初の定時総会でした。

新支部規則においては、この定時総会終了とともに星野支部長および全支部役員が任期満了で退任するものと看做される定めがあります。そのため本定時総会では、昨年に引き続き支部長選挙が行われることになりました。

事前に立候補を募ったところ、5 人の推薦を受けた平松太郎先生おひとりの立候補であったため、無投票で平松太郎先生に決定いたしました。支部長以外の役員は支部長が選考のうえ決定するとの新支部規則の定めにより、平松支部長は、副支部長 5 名、理事 7 名および監事 2 名を選任いたしました(支部組織図参照)。

続いて代議員の改選が行われました。昨年は一人の投票者が代議員数すべてに票を投じる連記制でしたが、今年は、代議員数の約半分の 6 票を投じる制限連記制により行われました。新支部規則により当然に代議員になる支部長を除き、15 名の立候補者が一人 1 分間の所信表明演説を行い、決選投票を経て 12 名の代議員を選出いたしました。

この後、支部政治連盟の定時大会も滞りなく終わり、品川支部の年に一度のイベントは無事終了しました。

東京都行政書士会品川支部臨時総会

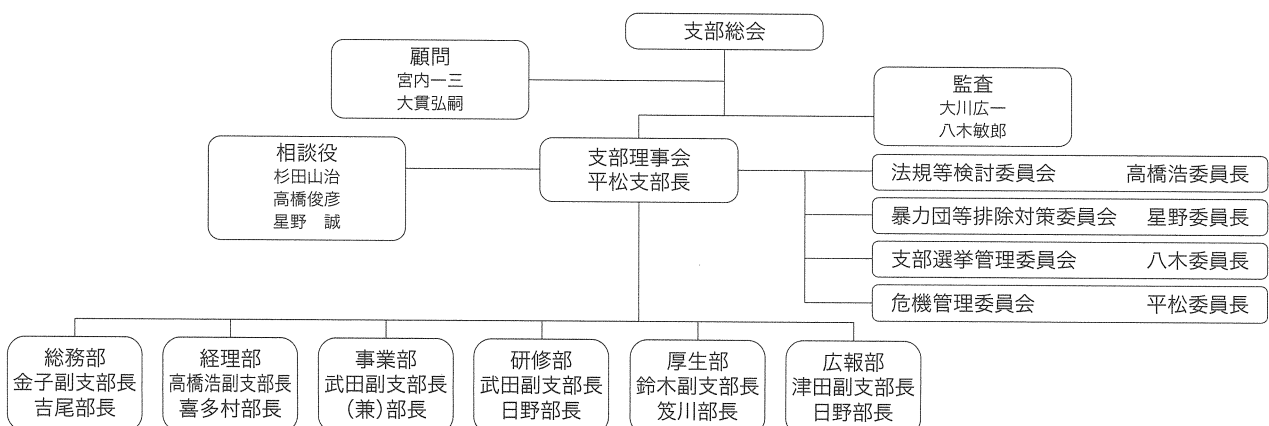
平成 22 年 3 月 27 日、品川区立中小企業センターにおいて支部臨時総会が開催されました。臨時総会においては、支部細則改正案および支部役員等の選任規程案が審議されました。

この背景には、昨年の支部定時総会において代議員選出にあたり、執行部(当時)から選挙による方法での選出が提案され、従来の選考委員会方式をやめて選挙が行われたことがあります。この選挙による代議員選出を制度化し、さらに公平を期すため選挙管理委員会を設置、支部長および代議員は支部定時総会において選挙によって選出するものと定めることが改正案の第一の目的でした。また、支部会員の権利義務を明確化するとともに、支部会費の未納に対する支部会員権の停止を含む対応措置を明記するなど大幅な変更がありました。同時に「支部細則」という名称も「支部規則」と名称を改め、支部運営の基本的定めとなるべき位置づけを明らかにしました。

支部長および代議員の選挙による選出、選挙管理委員会の設置という支部規則改正により、選挙を公明正大かつ円滑に遂行するために「支部役員等の選任に関する規程」が第二号議案として上程され、一部修正意見が出されたものの当該意見を反映した形で議場に諮ったところ、満場異議なく承認可決されました。

なお、本臨時総会には、会員 130 名のうち委任状を含めて 72 名の出席がありました。

東京都行政書士会品川支部組織図



各部・各委員会より

総務部

総務部では、支部総会や新年賀詞交歓会の運営、支部会員名簿・紹介業務名簿・主要業務案内名簿の作成・更新等のほか、政策要望ヒアリングにおける要望事項の取りまとめ、区民相談室や武蔵小山創業支援センターにおける相談事業に付随する対外的調整、各部・各委員会の円滑な運営のための調整などを所管しております。

今後も支部会員の業務により役立つ支部運営のため、尽力していく所存ですので、支部会員の皆様のいっそうのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業部

皆様、こんにちは！ 事業部は、これから一番忙しい季節を迎えます。

まず、5月に引き続き「第3回4士業（税理士・司法書士・社会保険労務士・行政書士）合同無料相談会」を9/26（日）11時～16時、宿場祭りにて聖跡公園旧東海道側出入口前で行います。次に、10/9（土）・10（日）10時～16時、しながわ夢さん橋にてJR大崎駅構内で毎年恒例無料相談会を行います。相談会は先輩先生方の回答の仕方を学べ、また交流を深められる貴重な機会です。参加希望の方は、2週間前までに事業部担当副支部長武田までご連絡ください。

経理部

平素は支部運営に温かいご理解をいただき、支部会費をお支払いくださいましてありがとうございます。

経理部では、今年度も皆様からの支部会費と東京会からの支部交付金をもって、支部活動がますます充実するよう偏りのない予算配分を心がけました。

それでも少ない予算の中、各部門担当者は苦心を重ね、支部の各行事や研修等を企画・実行してくれています。

これからも、各担当部門が支部会費をお支払いくださる会員の皆様のお役に立つような会費の使い方をしていただくよう、協議・協力をしてまいります。

支部会員の皆様にも、この支部通信を通じて支部の活動をご理解いただけるものと思いますので、ぜひとも支部会費納入にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

秋になりましたら、支部会費の納入のご案内をさせていただく予定であります。昨年度以前の会費について、まだ納入確認ができていない支部会員には、併せてのご案内になるかと思いますが、ぜひともご協力くださいますよう、重ねてお願いいたします。

また、会費納入についての詳細や確認は、いつでも経理部までお問い合わせください。

今後とも、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

広報部

広報部では、支部会員の皆様への広報として、支部通信（毎年2月、9月末発行）を、支部外への広報として、支部ホームページの運営、品川ケーブルテレビへの出演等を企画しております。また、IT推進委員会としては、支部グループウェアの導入を検討しております。行政書士および行政書士制度の認知度UPに寄与する、より良い広報とするため、支部会員の皆様からのご意見ご要望をお待ちしております。

研修部

研修部は、支部主催の研修の企画・運営をしております。今年度は7回程度の研修を予定しており、うち1回は本会からの紹介案件を受けたい方の必須研修となっております。定番の建設業をはじめ、中小企業支援策や事業承継、昨年に引き続きADRの研修も計画しております。こんな研修を受けたい、といったご要望があれば、ぜひ研修部までご連絡ください。なるべく支部の皆様のご要望を取り入れて計画を立案していきたいと思っておりますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

厚生部

平素は厚生部への格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生部は皆様ご存知のとおり、支部会員同士の親睦を図り、他支部、他士業及び各種関連団体との一層の交流を深めるため

- ① 賀詞交歓会
- ② ソフトボール活動
- ③ 各懇親会

などを企画、運営しております。今後も賀詞交歓会を総務部と、各懇親会の手配を研修部と連携して、円滑に進めていきたいと思っております。また、別掲してありますとおり、東京都行政書士会主催のソフトボール大会へ向けて、部活動（試合、練習）を行ってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

法規等検討委員会

昨年度は、3月に行われました支部臨時総会において、支部規則及び選挙規程等の議案が、皆様の活発な審議の末、無事に承認されました。それによって、4月の支部定時総会では、数年来の懸案でありました代議員の選挙が、立候補者の趣旨説明も含め無事執り行われました。

しかしながら、これらはまだ第一歩であり、より良い品川支部になるために、法規等検討委員会は皆様のご意見をいただきながら、規則・規程等の検討を行ってまいります。

危機管理委員会

危機管理委員会は、平成22年度第3回支部理事会（7月7日開催）において設置の承認を得たばかりの新しい委員会です。品川支部の組織充実・活動範囲の拡大に伴うトラブル防止体制の構築、トラブル発生後の適切かつ迅速な対処および支部理事等に事故あるときの対応策検討を担当いたします。当委員会は、今年度の目標を危機管理に関するマニュアル作成、ステートメントのドラフト作成に据え、順次取り組んでいく所存です。

暴力団等排除対策委員会

皆様も報道等でご承知のとおり、暴力団等の反社会的勢力は依然として非合法的な活動を行い、一般の人々に被害を与え続けています。

私たち行政書士は、国家資格を有する法律家であることから、社会に対して一定の責任を課せられていると考えなければなりません。暴力団に代表される反社会的勢力を排除する環境作りに貢献することは、私たちの責務の一部であるとも言えると思います。

こうした考えから、品川支部暴力団等排除対策委員会は、支部会員がその業務において、また支部会員のお客様において、反社会的勢力の被害に遭ったり、反社会的勢力と関係を持ってしまうために、品川区内の警察署より暴力団等の犯罪を担当している警察官を招聘し、区内の反社会的勢力の現状把握と、反社会的勢力に対する対応方法をテーマとして、必要な知識を習得することを目的とした講習会を開催します。

新入会員自己紹介（五十音順）

大学時代から続けている日本語教室で、外国人の方との話を通じ、法的なサポートが必要なことが幾度かありましたが、当時はただ話を聞いているだけで終わっていました。その後、行政書士という資格があればより具体的な支援ができることを知り、資格取得を考えるようになりました。



また就職先の不動産営業の中で、「紛争予防としての事前取り決め」によって、その後のことが大きく変わることを身をもって経験し、一枚の契約書の重みを実感したことも資格取得の後押しとなりました。

まだ今は業務についての勉強や、ご依頼いただくための営業まわりの日々で、先々のことを考える余裕がありません。しかし、例えばご依頼いただいた外国の方が、日本で得た知識や技術を自分の国に還元し、その後輩が、また日本で仕事や研究をするときにお手伝いをするような「巡り巡る」仕事ができればいいなと思っています。

（大島めぐみ）

医薬品会社を経て、現在は薬剤師として勤務しています。

法律関係は全く縁がなかったのですが、以前から参加していた勉強会で、偶然出会った行政書士の先生がとてもいきいきと仕事をされていたことや、知人の薬局設立を行政書士に依頼した際に、初めてその仕事内容に触れ、魅力を感じたのがきっかけです。



現在の仕事柄、薬事法に絡む仕事ができたらと思っておりますが、他の分野も幅広く勉強して、私が出会った先生方のような、前向きで、常に真摯な姿勢で仕事に取り組める行政書士になりたいと思っています。

よろしくお願いいたします。

（大塚真紀子）

きのこの種菌を製造・販売する会社に勤め、PR雑誌の製作のため、ユーザーである全国のきのこ栽培農家の取材に1年中飛び回っていました。そんな私が行政書士になろうと思ったのは、定年を3年後に迎えることになった2004年の春です。定年後をどう過ごすかが端的な動機でした。また、2000年ころから田舎暮らしに憧れて、福島県に家を建てて週末農業をしていましたが、農地をめぐる問題（でたらめな農地転用や借地契約、農地・農道の境界線トラブルなど）があっても責任を持ってアドバイスすることはできませんでした。これがもう一つの動機です。専門学校で学び、昨年合格。63歳間近の今年3月登録、開業しました。また、福島県での週末農業も椎茸を中心に出荷するなどで続けています。

農事関係に強い行政書士を目指しています。農地の取得や転用、農業法人等の設立、新規就農へのアドバイスなどですが、今は勉強のためにもどんな依頼でもやろうと思っています。支部長はじめ諸先輩のご支援が頼りです。よろしくお願いいたします。

（新居崎邦明）

(1) 経歴

私は平成7年に国家公務員（Ⅰ種・行政職）に合格し、平成8年から約10年ほど、財務省・法務省等に勤務しました。国会（政治家とその秘書）との連絡調整、法律作成手続の補助、国内・国際会議の準備等、省内外での円滑な情報のやりとりによく多くの時間を過ごしたように思います。また、タンザニア・南アフリカ・UAE（アラブ首長国連邦）等に出張し、NGOの援助活動（貧しい子供たちのために設立された給食センターなど）を見学するなど、多少、変わったこともしました。



(2) 行政書士を目指した動機・きっかけ

公務員時代に経験した業務（特に入国管理、税関）を活かしてみたいと考えたからです。

(3) 行政書士としての志・抱負など

国際業務や契約書等の作成に取り組みたいですが、あまり決めてかからずに、たくさんの業務に触れてみたいです。試行錯誤が続くと思いますが、よろしくお願いします。

（林 英郎）

(1) 経歴

民事法務、企業法務を専門とする弁護士事務所でパラリーガルとして勤務。在職中の平成20年1月行政書士試験合格。その後、入管業務を専門とする行政書士事務所の補助者を経て、行政書士星野事務所に入所。補助者として許認可業務全般に従事し、平成22年4月行政書士登録。

(2) 行政書士を目指した動機・きっかけ

人の役に立つ仕事がしたいと法曹を目指し弁護士事務所で勤務しておりましたが、裁判事務を行う中で予防法務の大切さを感じたこと、また、日本で会社経営をしようとする外国人のため手続きについて調べたことをきっかけに、行政書士という仕事の魅力を感じ、行政書士を目指しました。

(3) 行政書士としての志・抱負

事業を始めようとしている方、日本に来て働きたい・事業をしたいと思っている外国人等、前向きに大きなチャレンジをしようと頑張っている方々の夢を実現するために、法的手続き面で頼りになる行政書士となれるよう、研鑽を積んでいきたいと思っています。

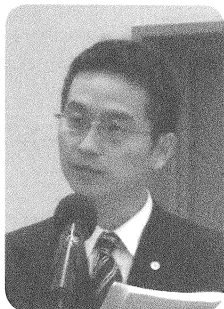
（東 麻未）

小売業のバイヤー（文房具等）として、20年間仕入れ及び販売計画全体を立案しました。妻の病死を契機に新しい人生を決意、独学で宅建資格を取得した後、法律を学ぶことにしました。初学者なので伊藤塾の授業に通い、講師陣の親切な説明と年下の同級生たちに励まされ、行政書士の資格を取得できました。まず基本業務を正確にこなせるよう、実務研修に出ます。目標は会社法に精通し、事業承継のコンサルティングができるようになることです。まず簿記に通い始めています。学習の合間には、神保町などに行って浮世絵を見ます。江戸の絵師たちの謎につつまれた人生に興味をそそられ、ハッと驚く色遣いに出会うのが楽しみです。



（渡邊 公一）

事業承継と相続



中小企業の事業承継の類型として企業外承継と並んで大きな割合を占める親族内承継に関し、若干思いつくところを書かせて戴きたいと思います。

親族内承継とは、一般には、相続による経営権の承継を伴う事業承継（第二創業）形態をいいます。これは、親族内承継でだけ遺産分割をめぐる紛争が直接的課題として生じ得るという特色によるものと思われます。因みに、従業員承継（企業内の親族外承継）の場合には、非後継者たる親族との利害調整が経営権の承継や、承継後の業績向上における最大のコスト要因、リスク要因となる場合が多いようです。

もっとも、相続は限られた親族間の財産権移転に関わる法制度（及びその適用を巡る家族生活上の問題）であるのに対し、事業承継（経営承継）は、経営理念と事業計画に基づいてなされるべき企業活動の一環ですから、本来両者は比較することすら適切ではない概念です。むしろ、目的（事業承継）と手段（相続）の関係に立つと捉える方が適切かも知れませんが、相続開始の事実自体は、同族企業においては絶対に備えておくべき経営上の課題と言えます。このような区別を基礎に、私たちとしては、親族内承継＝相続という混同を意識的に排し、親族内承継を検討しておられる経営者等に対して、より多様なモデルを提案すべきだと思います。

要するに、親族内で後継者を選定する場合にも相続以外の形式による事業承継が可能という点を確認するべきだということですが、親族内承継においては、第一に、親族内でだけ可能になる承継方法として、相続又は生前贈与による経営権（株式等）の承継を図る方法があります。これについては、民法、経営承継円滑化法、租税特別措置法等によって多様な支援制度が設けられ、ここ数年急速に注目を集めています。第二に、後継者が企業内にいる（役員又は従業員）場合には MBO 又は EBO、第三に、企業外にいる場合（別会社の取締役等）には M&A という形式（要するに「売買」という形式）を採用することも可能です。これらの形式をとる場合でも、経営承継円滑化法上の金融支援を利用することは可能ですし、M&A の場合には、限定された場面に限られますが、改正産活法による特例（金融支援、減価償却の特例、不動産の登録免許税の特例、建設業等許可の承継特例等）の利用可能性もあります。これらの大枠を選択したうえで、個々の法形式としては、民法、会社法、信託法、成年後見制度、生命保険制度、税制特例等を適宜組み合わせ、事業承継に伴って生ずると予測されるリスクに備え、コストを軽減することになります。

現在、M&A による企業外承継は中小企業においても増加傾向にありますが、（財務状態や市場予測等に基づいて、廃業を選択しないという前提で）親族内における後継者選定が不調に終わった場合に検討されることが多く、後継者を親族内で選定できる場合には M&A（あるいは MBO 等）という選択肢は当初から登場せず、生前贈与と相続を如何に巧みに組み合わせ、株式等資本政策をはじめとする定款や遺言書、信託、生命保険等を工夫するかに議論が集中していくという印象を受けます。

しかし、一つの例として、個人の建設業者がその子に対して事業を承継させようとするとき、許可に関してはいずれにしても子の代で新規に取得する外ありませんが、事業用財産や従業員、取引先については、相続を経て承継するという方法よりも、計画的に事業承継を進め、例えば（親又は同業他社の下で）一定の実務経験を積んで技術を修得した子自身が出資して会社を設立し、当初は親を経営業務の管理責任者、子を専任技術者としておき、子が経営としての要件を充足するのを待ってから子が経営と専技を兼ね、これに伴って親が引退する・・・という類の方法が合理的である場合も多いと思います。会社設立資金について、子自身の所得からの出資を基本とし、先代からの承継援助は出資という形式をとる（後に会社が株式を買取することを予定しておく）ことにより、他に遺留分権利者となる推定相続人（かつ非後継者）がいるような場合にも事業承継＝相続というリスクの遮断が可能になると思います。

なお、個人企業については、相続による親族内承継が最も大きな割合を占めるものと想像されますが、区内商店街にも見られるように、店舗を賃貸物件化して引退してしまう場合や、店舗等、従業員、取引先などの事業ごと他の企業や従業員に売却してしまうという場合もありうると思いますので、性質上会社に限定されるような点を除いて、中小企業と同様に後継者問題を考えることができると思います。

最後に、品川支部では、今年度も関東経産局から講師をお招きして、中小企業の事業承継問題をテーマとする研修を準備しておりますので、是非多くの支部会員の皆様方にご出席戴き、ご意見をお聴かせ戴きたいと思います。

（吉尾 一郎）

支部政治連盟の動き（平成 22 年）

開催日	内 容
1 月 28 日	品川区公明党新春賀詞交歓会
2 月 10 日	東京行政書士政治連盟 11 回セミナー
3 月 3 日	はまの健区長「時局講演会」「早春の集い」
4 月 5 日	あべ祐美子区議バスツアー
4 月 20 日	定時大会
5 月 26 日	田中たけし都議勉強会（地球温暖化対策勉強会）
6 月 7 日	松原仁君と語る会
6 月 8 日	あきもと司参議院議員総決起大会 IN 品川
6 月 15 日	区議会自民党 政策要望ヒアリング
6 月 16 日	区議会公明党 政策要望ヒアリング
6 月 21 日	区議会民主党 政策要望ヒアリング
6 月 21 日	中川まさはる参議院議員総決起大会
6 月 22 日	馬場裕子都議お見舞い
6 月 28 日	馬場裕子都議お見舞い
7 月 10 日	中川まさはる参議院議員遊説応援

新入会員（平成 22 年 2 月～ 6 月）

氏 名	事務所所在地
阿部 祐美子	品川区北品川 5-5-27-1107
新居崎 邦明	品川区西中延 3-9-20-2
平瀬 明美	品川区東五反田 3-20-16-303
東 麻 未	品川区大井 1-11-1 大井西銀座ビル A 棟 3F
田井 秀道	品川区旗の台 6-18-16
林 英 郎	品川区東大井 3-12-16-116
大塚 真紀子	品川区上大崎 2-10-34-4-1002
前田 紳壱	品川区南品川 3-7-1
渡邊 公一	品川区荏原 1-13-1-102
高橋 隆二	品川区南品川 3-7-1
太田 孝行	品川区南品川 3-7-1
大島 めぐみ	品川区東大井 1-9-27-301
筒 智恵美	品川区東大井 5-15-14-503
宇佐美 豊	品川区大崎 1-2-3-1105
関 孝 和	品川区二葉 3-28-5

ソフトボール大会

本年度の東京都行政書士会主催「ソフトボール大会 in 神宮外苑軟式球場」の日程が『行政書士とうきょう』にも掲載されておりますとおり、11 月 20 日（土）午前 9 時からに決定いたしました。品川支部ソフトボール部ブラックヘッズでは、支部会員および補助者登録をしている方を募集し、大会に臨みたく考えております。参加希望の方は笈川（FAX：03-6420-0990 またはメール：oijimu0707@yahoo.co.jp）までお申し込みくださいませ（既にチームとして参加申込済み）。

選手選考も兼ねた試合、練習も行っております。以下はブラックヘッズが参加している品川区ソフトボール連盟等主催の試合日程です。

4/11（日）12：40～	リーグ戦第 1 戦、 1 対 17 で敗戦
5/9（日）12：40～	リーグ戦第 2 戦、 1 対 9 にて敗戦
6/13（日）9：40～	リーグ戦第 3 戦、 2 対 22 にて敗戦
7/11（日）9：40～	品川区主催トーナメント大会 1 回戦、 6 対 10 にて敗退
9/5（日）14：10～	リーグ戦第 4 戦
10/10（日）12：40～	リーグ戦第 5 戦
11/20（土）9：00～	本大会
1/10（祝）11：00～	リーグ戦第 6 戦
2/13（日）12：40～	リーグ戦第 7 戦
3/13（日）9：30～	リーグ戦第 8 戦

本大会以外はすべて品川南ふ頭公園（品川区東品川 5-8-4）、集合時刻は各日 30 分前をお願いします。帽子、長ズボンで来ていただければ誰でも参加することができます。スポーツ保険（1600 円自己負担）に加入していただく必要がございますので、お早めにご連絡いただくと助かります。

他支部の方も参加した 7 月 11 日の大会の様様



チェス同好会 参加者募集

みなさんは、チェスというゲームを映画やテレビで見たことがあるかと思います。白と黒の立体的な駒を使い、2 人で対戦する盤上ゲームで、頭脳のスポーツとしてオリンピックの競技種目候補にも挙げられています。このチェスを楽しもうと品川支部有志が集まり、今年の 5 月にチェス同好会を立ち上げました。

チェス同好会では、月 1 回の例会を開き、定跡の研究やゲームの他に初心者対象のチェス教室も開催しています。教室といっても堅苦しいものではなく、まったくの初心者でも 20 分程度で駒の動きやルールを覚え、即実戦で楽しめるようにしています。ぜひ、いちどチェスを楽しんでみませんか。

参加をご希望の方は、チェス同好会事務局・河合（kawai@gyosei.or.jp）までご連絡ください。

例会：原則として第 3 月曜日（休日の場合は火曜日）

時間：18：00～20：00

場所：津田経営法務研究所（東五反田 1-10-7-412）参加者多数の場合、変更あり



支部通信の原稿募集！！

広報部では、支部会員の皆様からの業務に関する論文、資料、事例報告などの原稿を募集しております。字数は 1600 字まで、デジタルデータにて投稿願います。

ご応募は、広報部長の日野義博（hino-houmu@law.email.ne.jp）まで。なお、投稿原稿の採否は、編集会議にて決定いたします。編集の都合上、掲載されないこともありますのでご了承ください。